

市町老人クラブ連合会活性化事業 補助金交付要綱

1 目的

本会はこれまで、新「村おこし町おこし運動」により市町老人クラブ連合会（以下「市町老連」という。）における活動の活性化推進を図ってきたところである。

この流れを汲み、市町老連の活性化を図ることを目的として、事業経費の全部又は一部を補助するため、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象

市町老連

3 対象事業

会員増強に関する次のいずれかの条件に該当する事業を対象とする。

- (1) 新規会員獲得や新規単位クラブの立ち上げに関する事業
- (2) 若手委員会等の組織づくりに関する事業
- (3) 老人クラブの人材育成に関する事業
- (4) 暮らしやすい地域づくりに関する事業
- (5) 老人クラブの広報に関する事業

4 補助金

- (1) 対象事業の実施のために必要な経費の全部又は一部を補助する。
- (2) 補助金額は、1市町老連につき30,000円を上限とする。
- (3) 補助金の交付対象となる経費は別表1の定めるところによる。
- (4) 市町老連は、補助金の執行管理に努めなければならない。

5 補助金の申請手続き

この補助金の交付を受けようとする市町老連は、交付申請書（「様式1-1」「様式1-2」「様式1-3」）を山口県老人クラブ連合会（以下「県老連」という。）に提出するものとする。

6 補助金の交付決定

県老連は、前項の規定による交付申請があった場合は、その内容を県老連運営委員会で審査し、適当と認めた場合はその交付を決定し、その旨を市町老連へ通知するものとする。

7 補助金の交付

前項の規定による交付金の決定を受けた市町老連が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（「様式1-4」）を県老連へ提出するものとする。

8 事業実績報告

市町老連は事業終了後ただちに事業実績報告書（「様式2」）を県老連に提出するものとする。

9 本要綱の改廃

この要綱の改廃は理事会にて行う。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

- (1) 新「村おこし町おこし運動」市町老人クラブ連合会活動活性化事業推進補助金交付要綱は廃止する。

(別表1) 交付対象

対 象 事 業	対 象 経 費
交付要綱第3項に定める対象事業	謝金、旅費、会議費、研修費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、賃借料、助成金、雑費等